

嘉悦大学大学院学則

第1章 総 則

第1条 嘉悦大学大学院（以下「大学院」という。）は、嘉悦大学の使命に従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2条 大学院は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項の政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 その他、自己点検及び評価については、別に定める。

第3条 大学院にビジネス創造研究科ビジネス創造専攻を設け、博士課程を置く。

2 博士課程は、前期の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

第4条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。よって、学園創立者の建学の理念である創造的な実学教育に基づき、実践知に根ざす学術研究能力を持つ人材を育成する。

第5条 博士後期課程は、専攻分野について、自立して高度の普遍性を追求しうる研究能力を養い、学術研究の高度化を牽引することを目的とする。よって、学園創立者の建学の理念である創造的な実学教育に基づき、実践知に根ざす学術研究能力を基盤に、中小企業研究を通じて高度な普遍性を追求しうる研究能力を持つ人材を育成する。

第2章 修業年限及び定員

第6条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 在学期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。ただし、博士前期課程においては、研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

第7条 研究科の収容定員は、次の通りとする。

研究科	課程	入学定員	収容定員
ビジネス創造 研究科	博士前期課程	10名	20名
	博士後期課程	3名	9名
計		13名	29名

第3章 教育課程及び履修方法等

第8条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 学位論文とは、博士前期課程においては修士論文、博士後期課程においては博士論文をいう。

第8条の2 博士前期課程においては、教授会が当該課程の目的に応じて適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究の成果」という。）をもって修士論文に代えることができる。

第9条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

第10条 大学院は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第11条 授業科目及び単位数は、博士前期課程は別表1、博士後期課程は別表2の通りとする。

第12条 博士前期課程の学生は、在学期間中に専攻における所定の授業科目について、30単位以上を修得しなければならない。ただし、第8条の2により課題研究の成果をもって修士論文の審査に代える者は、38単位以上を修得するものとする。

2 教授会において教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより博士前期課程に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位並びに大学院及び他の大学院の科目等履修生として修得した単位と合わせて15単位以内に限り前項の修得単位に含めることができる。

第13条 博士後期課程の学生は、在学期間中に専攻における所定の授業科目について、16単位を修得しなければならない。

第14条 学生は、学位論文（博士前期課程における「課題研究の成果」を含む。以下同じ。）

の作成指導を受けるには、すみやかに研究指導教授（以下「指導教授」という。）を定め教授会に申請し、その承認を得なければならない。

第 15 条 学生は、履修する授業科目について、学期の始めに指導教授の履修指導を受けて指定の様式により科目担当教員に申請し、その承認を得なければならない。

第 16 条 成績の評価は、筆記試験又は口述試験若しくは研究報告等により科目担当教員が行い、S、A、B、C、D の 5 等で表記し、C 以上を合格として単位を認定する。

第 17 条 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第 18 条 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 課程の修了及び学位の授与

第 19 条 博士前期課程の修了は、当該課程に 2 年以上在学し、第 12 条第 1 項に定める単位を修得し、かつ、学位論文審査及び最終試験に合格したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 12 条 2 項の規定により大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 6 7 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

第 20 条 博士後期課程の修了は、当該課程に 3 年以上在学し、第 13 条に定める単位を修得し、かつ、学位論文審査及び最終試験に合格したものとする。

第 20 条の 2 博士の学位は、前条の規定にかかわらず、本大学院に論文を提出し、所定の審査及び試問に合格した者に対しても、これを授与することができる。

2 前項により博士の学位を授与される者は、本大学院において課程を終えて学位を授与される者の論文と同等以上の内容を有する論文を提出し、かつ専攻学術に関し、上記の者と同様に広い学識を有することを試問により確認された者でなければならない。

第 21 条 修了時期は、学年の終了日とする。

2 博士前期課程において、在学期間が 2 年を超える者については、修了に必要な授業科

目を春学期に履修し単位を修得した場合には、春学期の終了日とすることができる。

第 22 条 大学院において、研究科の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

(1) 博士前期課程修了者 修士（経営管理）嘉悦大学

(2) 博士後期課程修了者 博士（経営管理）嘉悦大学

2 学位論文の審査及び最終試験その他学位に関し必要な事項は、嘉悦大学学位規程の定めるところによる。

第 5 章 教員組織及び運営組織

第 23 条 大学院の授業及び研究指導は、大学院専任教員が担当する。ただし、必要ある場合には兼任教員に授業を担当させることができる。

第 24 条 大学院に教授会を置き、学長及び専任教員をもって構成する。

2 教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第 25 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、教育研究に関する観点から意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、教育研究に関する観点から意見を述べることができる。

第 26 条 研究科に、教学運営の円滑化に資する等のため、研究科運営委員会を置くことができる。

2 運営委員は、大学院専任教員の中から研究科長が指名した者とする。

第 27 条 大学院の事務を処理するため、事務職員若干名を置く。

第 6 章 学年、学期及び休業日

第 28 条 学年、学期及び休業日は、嘉悦大学学則の定めるところによる。

第7章 入学、休学、転学、退学及び除籍

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教授会が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第30条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

第31条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第32条 入学を志願する者は、指定期日までに所定の願書その他必要な書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 入学志願者には、別に定めるところにより選考を行う。

3 前項の選考により合格し、所定の入学手続きを完了した者には、入学を許可する。

第33条 病気その他の事情のため、2ヵ月以上修学することができない者は、休学を願い出て、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

第34条 休学期間は、1学期又は1年以内とする。ただし、1学期中に休学の理由が消滅しない場合は、翌学期までの期間延長を学長に願い出ることができる。

2 休学期間は、通算して博士前期課程2年、博士後期課程3年を超えることはできない。

3 休学期間は、第6条第3項の在学期間には算入しない。

第35条 休学期間が満了し、休学の理由が消滅した場合は、復学を願い出て、学長の許可を得て復学することができる。病気により休学した場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 復学は、休学した学年とし、時期は学期の始めとする。

第36条 他大学の大学院から転入学を志望する者については、考査のうえ許可することがある。

2 大学院の学生で、他大学の大学院に転学しようとする者は、願い出て学長の許可を得なければならない。

第37条 病気その他の事由により退学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。病気による場合には医師の診断書を添えなければならない。

第38条 大学院を退学した者及び第39条第1号により除籍となった者が再入学を志願するときは、事情を考慮したうえで許可することがある。

第39条 次の各号の一に該当する場合は、除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第6条第3項に定める在学年限を超えた者。ただし、博士前期課程においては、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた者は除く。

第8章 賞 罰

第40条 研究あるいは社会奉仕において顕著な活動をし、学生の模範となる者に対しては、学長が表彰することがある。

第41条 学生が本学の規則に違背し、又は学生の本分にもとる行為があるときは、学長はこれを懲戒する。

2 懲戒は退学、停学、訓告の3種とする。

第42条 前条第2項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 科目等履修生及び聴講生等

第43条 博士前期課程において、正規学生の研究及び指導に支障のない範囲において選考のうえ、科目等履修生、聴講生及び研究生（以下、「科目等履修生等」という。）を受け入れることがある。

2 科目等履修生の修学料等については、別に定める。

第43条の2 大学院は、本学の学部学生が、博士前期課程の単位を修得することを目的として、特定の授業科目の履修を願い出た場合には、学力を考査のうえ、許可することができる。

2 本学学部学生の博士前期課程授業科目の履修に関する必要な事項については、別に定める。

第10章 学費

第44条 授業料等の学費は、別表3の定める通りとする。

2 前項に規定する学費は、毎年2期に分けて所定の期間内に納付しなければならない。

3 納付した学費は、原則として返還しない。

第45条 前条の学費をやむを得ない理由による分納及び延納並びに休学期間中等の学費の扱いについては、別に定める。

第11章 研究施設

第46条 学生は、その研究目的を達成するため、本学情報メディアセンター図書館及びその他の施設を利用することができる。

第12章 補 則

第47条 大学院学則に規定のない事項については、嘉悦大学学則を準用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。